

江東区議会政治倫理に関する検討会記録

1 日 時 令和5年8月25日（金）
午後12時57分 開会 午後1時57分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

◎ 山 本 香代子 (議長)	○ 徳 永 雅 博 (副議長)
古賀 じょうじ	さんのへ あや
川 北 直 人	吉 田 要
石 川 邦 夫	大嵩崎 かおり

(2) 事務局職員

事 務 局 長 原 俊 二	事 務 局 次 長 栗 原 真一郎
庶 務 係 長 藤 田 京 子	議 事 係 長 岩 瀬 規 恵
調 査 係 長 若 林 克 彦	庶 務 係 員 田 中 直 輝
議 事 係 員 藤 井 真 章	調 査 主 査 野 村 領 作

4 議 題 等

(1) 協議事項

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例について…………… | 3 |
| ② 議員研修について…………… | 1 |
| ③ その他…………… | 23 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・資料1 江東区議会議員政治倫理条例の条文構成例について
- ・資料2 政治倫理に関する議員研修の実施について

午後0時57分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 それでは、ただいまから、第3回目の政治倫理に関する検討会を開会いたします。

◎協議事項2 議員研修について

○山本香代子会長 では、早速議題に入ります。

本日、3点の議題がございますが、先に協議事項2の「議員研修について」を協議した後、その他の議題について協議いたしたいと存じます。

それでは、協議事項2「議員研修について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長 それでは、資料2、政治倫理に関する議員研修の実施について御説明いたします。

前回の検討会にて、研修の実施について、会場については全協に限らず、柔軟に考え、早めに開催するべきという御意見や、政治倫理条例の制定に当たっては、検討会の委員のみならず、全議員の認識を一致させながら検討を進めていくべきとの御意見がございました。

そこで、会長とも御相談の上、資料のとおり、議員研修を実施することといたしました。

日程・実施方法ですが、2に記載のとおり、9月11日月曜日、午後1時半から2時間半程度の研修を予定しており、場所は議長の許可をいただきまして、本会議場にて開催させていただきます。

3の研修内容ですが、これまでの検討会での御意見・御提案を踏まえ、「議員が守るべき政治倫理とは」とし、なぜ政治倫理が必要か、政治倫理条例の対象を考える、政治倫理違反への罰則の限界、政治倫理と兼業禁止への規制、政治倫理審査会、資産公開制度、SNS等による議会外での不適切な言動への対応などを御講義いただく予定でございます。

4の講師は廣瀬和彦氏でございます。廣瀬氏は、地方議会議員や議会事務局職員のためのセミナー開催や調査研究及び出版物を主たる業務とする会社の代表取締役でし

て、元全国市議会議長会の法制参事でもございます。議員向けの講座について豊富な経験をお持ちの方であり、政治倫理条例について検討を進めるに当たっての参考となるとともに、議員の皆さんの倫理意識向上に資する御講義をいただけるものと考えてございます。

なお、研修開催通知につきましては、近日中に全議員に対してお配りしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長　ただいまの説明について、何かございますか。

○川北直人議員　早速、9月11日にセッティングしていただきまして、ありがとうございます。当然、各議員には既に、9月11日にありますよということは会派内で通知しておりますが、任意の研修ということにもなりますので、この記録について、この研修会ですね、記録について、議事録形式なのか、それとも、例えば動画で保存しておいてもらうとか、ないとは思いますが、参加できなかった議員に、すぐにこの内容を周知できるようにしたいと思うんですが、その辺、考えはいかがでしょうか。

○事務局次長　こちらの研修ですが、委託契約を結びまして、そちらの委託契約の中で講師を選任して、我々のほうで調整させていただきながらお願いをするものでして、やはりそういったものの著作物の関係であるとか、そういった事柄が起こり得るかなと考えてございます。少なからず、研修資料のほうは、議員の皆様にご提供できるように調整は図ってまいりたいと思いますが、議事録であるとか、内容の細かい詳細の部分を議事録で残すというのは、現段階ではちょっと難しいかなと考えているんですが、どこまで可能かの部分につきましては、委託事業者と調整させていただきたいと思います。

以上でございます。

○山本香代子会長　ほかにございませんか。

○大嵩崎かおり議員　今の件ですけれども、やっぱりせっかくいい研修会、今、項目を見ただけでも、必要な研修会だと思いますので、参加がどうしてもできない方に対しては、外に出すというのであれば、中でまたそれを見るという分には問題ないんじゃないかなと思いますので、ちょっとその辺、相談していただいて、よろしく対応

していただきたいと思います。

○山本香代子会長　ほかによろしいですか。

それでは、研修を実施するというので、そのようにいたします。

研修の開催通知については、事務局より全議員宛て配付いたします。

以上で本件を終了いたします。

◎協議事項１　（仮称）江東区議会議員政治倫理条例について

○山本香代子会長　次に、協議事項１「（仮称）江東区議会議員政治倫理条例について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局次長　政治倫理条例につきましては、前回検討会にて条文項目例をお示しさせていただきまして、その必要性等について各会派持ち帰り検討となっておりました。

現段階における各会派の検討状況について事務局にて確認させていただく中で、前回お示しした条例構成例の項目一つ一つの内容について議論を行った上で、要否を検討していくべき等の御意見もございましたことから、本日、各項目ごとにより詳細な説明を付しました資料を事務局で準備させていただきましたので、現時点で各会派よりいただいている御意見等を紹介させていただきつつ、御説明申し上げます。

資料１を御覧願います。

こちらの資料ですが、前回の条例構成例の項目を基に、その条文例と、検討に当たったポイントや参考について記載させていただいております。

なお、こちらの資料に記載した条文の構成や内容等につきましては、事務局からの御提案という形ではなく、あくまで、具体的な検討を進めていくに当たっての参考として、他自治体の例などを基に、たたき台として作成させていただいたものです。今後、条例を定めるに当たっては、不要な項目については削除、不足している項目は追記、修正が必要な項目については御修正いただくなど、議論を進めていただければと存じます。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。

1 ページを御覧願います。

1 の目的は、条例をつくることにより区民の信頼に応えるなど、条例の目的を定めるものでございます。

2 の議会の役割は、議会が果たす役割について定めるものであり、ポイントの下、参考として、令和5年5月8日施行の法改正により、議決権等の議会の役割や誠実に職務を行わなければならない議員の職務が規定されましたので、こちらについて記載をさせていただきます。

こちらの、1 の目的、2 の議会の役割については、現段階で各会派より特別な御意見はいただいております。

次に、3 の議員の責務は、2 ページのポイントに記載のとおり、議員が区民との信頼関係のために果たすべき責務を規定するものです。

次に、4、区民の役割は、政治倫理の確立には、区民の理解と協力が不可欠であるため、区民の役割を規定するものとなりますが、こちらの4 の条文につきましては、3 の議員の責務の条文と合体させ、1 つの条文としてはどうかとの御意見もございました。

次に、5、政治倫理基準ですが、条例の骨格となる部分であり、議員が遵守すべき行動規範を規定するものです。2 ページから3 ページにかけて、①から⑨の基準とその条文例、また、それぞれの項目の下に、各項目において想定される禁止行為の例を記載しております。

なお、こちらの禁止行為の例につきましては、政治倫理条例自体に明文化するのではなく、それぞれの基準において想定される例として資料に記載をさせていただいているものでございます。

①の信用失墜行為の禁止は、区政や議会運営に著しく影響を与え、区民の信頼・信用を失墜させる行為を行わないことを規定するもので、想定される例といたしまして、政務活動費の不正使用や議会活動内外での不祥事等が考えられます。

こちらの項目につきましては、会派の意見として、抽象的・曖昧な表現があるので研究が必要ではという御意見がございました。

②の契約における不正な働きかけの禁止は、区が行う契約等に関し、特定の個人や

企業等に有利・不利な取り計らいをしないことを規定するもので、想定される例といたしまして、入札予定価格を聞き出すなど職員へ働きかける行為が考えられます。

なお、こちらの基準に対しましては、区政の発展に寄与する事業者を区に紹介することにつきましては、一定のルールを設けるべきではないかとの御意見をいただいております。

③の不当な影響力行使の禁止は、区職員等に議員の権限や地位を利用し、公正な職務執行を妨げ、または職権を不正に行使するよう働きかけることをしないことを規定するもので、想定される例といたしまして、職員の採用、異動等に関して不正に介入する行為などが考えられます。

④の地位を利用した金品等授受の禁止は、権限や地位を利用して、職務を疑われるような金品を授受しないことを規定するもので、想定される例といたしまして、口利きによる報酬など不正に報酬を得る行為が考えられます。

⑤の道義的批判を受ける寄附等の自粛は、法令に違反する寄附のほか、政治活動に関し、政治的または道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないことを規定するもので、想定される例といたしまして、法令に違反しないとしても区民に不信感を与えかねないような寄附を受ける行為が考えられます。

この基準に対しまして、抽象的・曖昧な表現があるので研究が必要ではないかとの御意見や、法を遵守することでよいのではとの御意見がございます。

⑥の人権侵害のおそれのある行為の禁止は、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないことを規定するもので、想定される例といたしまして、パワハラ、セクハラなどの行為が考えられます。

⑦の名誉毀損行為の禁止は、他人の名誉を毀損し、あるいは人格を損なう一切の行為をしないこと、または第三者をして同様の行為をさせないことを規定するものであり、想定される例といたしまして、SNS等で虚偽の事実を発信し、特定の個人の誹謗中傷発言をする行為などが考えられます。

⑧の反社会的な団体等との関わりの禁止は、記載のとおり、反社会的な団体等との関わりを禁止することを規定するものです。

こちらにつきましては、反社会的な団体全てを把握し判断することがなかなか難し

いのではとの御意見がございます。

⑨のその他法令等違反行為の禁止は、上記に掲げるもの以外で、法令その他規定に違反しないことを規定するものでございます。

また、その下、条文第2項では、議員は疑惑を持たれたときは、自ら説明責任を果たさなければならないことを記載してございます。

3ページ下段から4ページ上段にかけて、墨田区、北区、新宿区の政治倫理基準を参考に掲載させていただいております。

続いて、6の兼業の報告義務は、議員の兼業等の実態について報告させ、不正を抑止するために規定するものです。

条例例では、自ら区に対し請負をする場合や、主として収益事業を営む法人、区の許認可が必要な事業を営む法人、または区から補助金等を受け、もしくは受けようとする法人等の役員や顧問、もしくはそれらに準ずる職に就いた場合は、兼業報告を提出しなければならないとしており、報告書は区民の閲覧に供するとしております。

ポイントといたしまして、こちらの規定は、報告を課して、区民に明らかにすることで、不正防止の抑止力を持たせるものであり、ポイントの3つ目の丸ポチに記載のとおり、配偶者も含めて報告するように定める墨田区の例や、4つ目のポチに記載のとおり、区と関連のない企業等の役員になった場合も報告するよう定める北区の例がございます。

なお、参考として、これまで請負について、個人の請負は全面的に禁止されていたものが、法改正により年間300万円の範囲であれば可能となったことや、議員が取締役等を務める法人等が請負する場合、請負が業務の主要部分を占めなければ可能であること、さらに、補助金の交付や指定管理の指定は地方自治法第92条の2で禁止される請負に該当しないことを参考に掲載させていただいております。

本項目について、各会派の意見として、規定は必要であるが、区民の閲覧に供する必要性があるかという御意見がございました。

5ページを御覧ください。

7の住民・議員の調査請求は、政治倫理基準等に違反する疑いがある場合など、住民または議員が議長に対して調査を請求することができるよう規定するものです。

墨田区、北区、新宿区ともに、請求は議員定数の8分の1以上の議員、または一定数の区民の連署をもって調査請求することができるとしております。区民の人数は自治体により異なり、墨田区は1,000人、北区は500人、新宿区は100人となっております。

また、調査請求は当該請求に関わる行為があった日の翌日から起算して1年を経過したときにはすることができないというように、住民監査請求に準じて定められている自治体がございます。

参考といたしまして、住民監査請求は1人でも可能、一方で事務監査請求は有権者の50分の1以上の連署をもって行うことが可能ですが、政治倫理条例の調査請求の人数については、明確な基準が当然ながらないといった形で記載をさせていただいております。

本項目につきましては、各党派より、区民の人数について検討が必要という御意見をいただいております。

6ページを御覧ください。

8-1の審査会の設置は、住民または議員からの調査請求がある場合に、調査や審査を行う審査会を設置するために規定するものです。

ポイントといたしまして、地方自治法で、行政側に附属機関を設置できる規定がありますが、議会側にはその規定がなく、外部有識者等を入れて構成する第三者機関を議会に設置することが想定されていないと解釈されているため、必要に応じて外部有識者に調査をさせる伊勢市の例があることを記載しております。

参考といたしまして、墨田区では調査があったときに特別委員会を設置しており、北区や新宿区は常時審査会を置き、委員については2年任期で議員のほか、区民や識見を有する方に議長が委嘱するといった形が取られていること。また、先ほど申し上げたとおり、伊勢市では、議員のみで構成する審査会を設置し、必要に応じて外部有識者に調査をさせているということを記載させていただきます。

8-2の審査会の審査につきましては、住民または議員からの調査請求がある場合に、設置した審査会で調査や審査を行うために規定するものです。

7ページを御覧ください。

審査対象議員や関係者に事情聴取等必要な調査ができることや、審査に際し、審査

対象議員に弁明の機会を与えることなどを例示しております。

参考に記載のとおり、墨田区は弁明の機会を必ず与え、北区や新宿区は対象議員の請求により弁明の機会が与えられております。

また、地方自治法第100条の2で識見を有する者に調査請求できることを例示しております。

さらに、審査会が審査付託の日から何日以内に審査結果を議長に報告するかを規定することを例示しております。

墨田区と新宿区は60日、北区は90日以内となっております。なお、住民監査請求では、監査委員が監査をする場合には60日、弁護士等の外部監査人に個別監査を請求する場合は90日以内に監査を行うこととなっていることを参考に記載しております。

各会派からの御意見といたしましては、審査会は必要との意見が多く、審査会の設置に関する構成等について検討が必要であるという意見、また、議員は委員の総数の半分以下とし、区民を3分の1以上とするべきとの具体的な御意見もございました。

次に、9-1の議会の措置は、議員に政治倫理基準等に違反すると認めた場合の措置に対して規定するものでございます。

8ページ参考に、他自治体での規定を掲載いたしましたが、墨田区では特別委員会が措置することとして、記載した7つの措置を定めており、北区と新宿区は議会が必要と認められる措置を講ずると条例に定めております。このうち北区につきましては、条例の施行規程の中で具体的な措置を定めております。府中市は議長が必要と認められる措置を講ずるという形としております。

各会派からの御意見といたしまして、措置を具体的に規定するかどうかについて検討が必要との御意見がございました。

次に、9-2の審査結果の公表は、審査結果と講じた措置をホームページ等で公表することを規定するものです。

続いて、10の請負等の辞退ですが、9ページも併せて御覧ください。

議員は、地方自治法第92条の2において、一定の条件により、自治体に対して請負をすることが禁止されておりますが、こちらの項目は、法律に禁止されている事項以外につきましても、区民の疑惑の念を生じさせないようにするため、請負を辞退する

よう努めるといった形で規定するものでございます。

なお、ポイントの2点目に記載しましたとおり、配偶者も含めて辞退するように規定している墨田区の例がございます。

参考といたしまして、先ほど兼業の報告の部分で御説明いたしました令和5年3月の法改正について記載をさせていただいております。

各会派からの御意見といたしまして、法律を遵守することで足りるのではとの御意見がある一方、自治法の請負禁止規定を尊重し、努力規定として盛り込むべきとの御意見もございました。

続いて、11の指定管理者の指定辞退は、10の請負等の制限と同様に、議員が役員等となり経営に携わっている企業が指定管理者とならないよう努めることを規定するものでございます。

ポイントの2点目に記載のとおり、墨田区では、請負等の制限と同様に配偶者も含めて辞退するように規定しております。

各会派からの御意見といたしましては、努力義務ではなく禁止とするべきと意見がある一方、不要といった形の御意見もございます。

10ページを御覧ください。

12の依頼等をしたときの記録義務は、議員が職員等に対し、口頭または文書により要望し、または依頼をしたときには、その内容を記録し、議長に提出しなければならないことを規定するものです。

23区では新宿区、全国では会津若松市等が規定をしている例がございます。

なお、江東区では区側において、区職員が議員から不正な働きかけがあった場合に記録する規程を策定しております。

各会派からの御意見としては、不要との御意見が多くございました。

次に、13の資産公開は、議員の資産等を公開することにより、公正性を確保するために規定するものです。

10ページから12ページまで条文例がございます。12ページを御覧ください。

ポイントの2点目に記載しましたとおり、法律上、区議会議員の資産公開は義務づけられておらず、23区で本規定を条例に盛り込んでいる自治体はない状況です。なお、

市区町村長につきましては資産公開が義務づけられているため、本区では、平成7年12月に江東区長の資産公開条例が施行されております。

市区町村長や政令指定都市の市議会議員の資産公開条例では主に、資産報告書等の提出、所得等報告書の提出、関連会社等報告書の提出、資産等報告書等の保存及び閲覧の4項目が規定されております。

各会派からの御意見といたしましては、不要であるとの御意見がある一方で、公職者の適格性を審査するために必要という御意見もございました。

続いて、14の問責制度は、犯罪等で逮捕・起訴された議員に説明会を開かせ、釈明の機会を与えるために規定するものでございます。13ページを御覧願います。

ポイントの2つ目に記載のとおり、23区で規定している自治体はございませんが、参考として、逮捕から有罪確定まで順を追って、釈明の機会を与える会津若松市の例を記載させていただいております。

各会派からの御意見として、不要であるとの御意見がある一方で、こちら、ポイントにある記載の視点とは異なる御意見かとは思いますが、公職にとどまることへの政治倫理責任を問いたすために必要との御意見がございました。

以上が本資料の説明となりますが、その他の御意見といたしまして、本政治倫理条例の対象を議員のみならず、区長、副区長、教育長を対象に加えるべきなどの御意見もあったところでございます。

以上、本日、新たに資料を作成させていただきましたが、冒頭申し上げましたとおり、本資料は他の自治体等の条文等を寄せ集めながら、検討を進めるに当たっての参考として作成させていただいたものになります。そのため、それぞれの項目同士、表現の統一等、ちょっと矛盾が生じている部分があるかとは思いますが、こういった部分を整理しながら今後検討を進めさせていただければと存じます。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長 ただいま事務局から新たな資料に基づき説明がありましたが、前回検討会において、それぞれの検討項目の必要性等について各会派持ち帰りで検討することとしておりました。現時点において、各会派の御意見等があれば、お願いいたします。

○吉田要議員 資料の作成、ありがとうございます。拝見させていただいて、会派の中でも様々議論を行っております。どうしても大前提になるのは、会派の中で、我が会派、新人議員が多いという経緯もあるんですけど、民間のガバナンスの意識というようなところと、まだ公人としての、例えば資産公開の必要性というところで、様々な意見が出ました。なので、統一的にまだ、どうあるべきというのが、なかなかマル・バツがつけられないような今現状であるんですけど、これから研修会を組んでいただいておりますので、やはりそれを全員できちんと学ばせていただいた上で、会派の中で細かく精査していきたいというのが今のスタンスでございます。

1点、確認で教えていただきたいんですが、住民・議員の調査請求の7番のところが、墨田区が1,000人、北区が500人、新宿区は100人という形で出ておりまして、これは当然、人数が少なければハードルが下がって、例えば、ないとは思いますが、この調査請求が例えば乱発されるような状態になると、議会の運営に支障を来すようなことも起こり得るかもしれないし、逆にこの数字が大き過ぎると、なかなか形骸化するようなことも懸念されるところなんですけど、人口比でやった場合、墨田の1,000人とか新宿の100人というものを、江東区で当てはめて人口比で考えてみたらという意見があったんですが、その点を確認させていただきたいのが1点。

また、こういう意見も中で出ていたんですが、請負に関してなんですが、国のほうで、議員の成り手不足の解消というところで法改正が行われて、300万円までのものなんか認められるようになったという参考事例が出ておりましたが、これはやはり、都心区と地方の議員の成り手不足というところでは、また少し事情が違ったりもするところで、果たして本区に当てはめるのが適正なのかというようなところも考えておりますので、もう少しこの請負に関しては、研修の中で取り上げていただきたい大切な項目としてお願いをしたいと思います。これは講師の方にお伝えいただければというところです。

すみません、人口比のところだけ教えていただけますでしょうか。

○事務局次長 人口比の部分ですが、例えば3区、墨田区、北区、新宿区での人口比、あるいは有権者数、何歳以上、有権者数で結構請求を縛っているケースもございますので、一応、区民の人口比と有権者比で算出したデータをちょっと御紹介いたします

と、例えば墨田区は1,000人なんです、区民なんです、令和5年4月1日現在、28万2,085名いるということで、比率で言うと0.35%になります。なお、そのうち有権者数が23万5,813人でして、こちらを割り返しますと、0.42%といった形になります。北区は500名、こちらについては、区民、33万493名いらっしゃるということですので、0.15%。そのうち、有権者数は28万9,650名でございますので、0.17%。続いて、新宿区は1,000名、こちらについて区民が34万6,313名でして、こちら……。

○山本香代子会長 100人。

○事務局次長 ごめんなさい。失礼しました。100人です。失礼しました。100名ということで、こちら、区民の方の人口比で言うと、0.03%になります。有権者数が27万4,389人でして、こちら、0.04%といった形です。なので、有権者数の比率で言いますと、墨田区が0.42、北区が0.17、新宿区が0.04ということで、これはもちろん決まりがございませんので、各区それぞれの検討状況に応じて人数のほうを設定しているのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○山本香代子会長 ほかによろしいですか。

○大嵩崎かおり議員 私たちの会派、まだ中身に踏み込んでの提案はしてないんですけども、どういう項目を盛り込むべきかというところだけ意見を出させていただきました。

その中には、資産公開、それから指定管理者の指定の辞退についても、必要だということで意見を上げさせていただいているところなんですけれども、今、吉田議員からもお話ありましたように、地方自治法ではこういう定めになっているという部分で、本区の条例をどうするかというところも一つ検討する必要があるかなと思っているんですけれども、やっぱり地方の状況と都会の、江東区の状況というのは違いますし、地方自治法上認められていても、やっぱりそれは、だからいいんだというふうにはならないと思うんですよね。ですので、請負の部分についても、きちんと報告するとともに、指定管理者については、私たちは辞退をするということを定めるべきだと思っております。

それから、人数の、今の何人以上で請求することができるかというところは、本当

に難しいと思うんですよね。何を根拠にして人数を定めるのかというところはすごく難しいなと思っているところなんですけど、今、人口比だとか有権者比だとかの御説明はいただいたんですが、この人数を決める際に、それぞれの自治体でどんな議論がされているのかというのを、把握していただければちょっと教えていただきたいんですが。

○事務局次長 現段階において、すみません、詳細にこの人数を定めた経緯であるとか、そういったところはお伺いしてございませんので、また、ちょっとそこは改めて、各区のほうでそういった検討の経緯が保管されているかどうかもありますけれども、ちょっと確認を進めさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○山本香代子会長 ほかによろしいですか。

○石川邦夫議員 うちの会派からも出させていただきましたが、うちの会派も同じように、内容の議論的なものは問合せをしてもなかなか会派の中で出てこない、こうした実情がございます。特に11日に研修会があるので、こうしたものを受けながら、またいろいろ諮っていければと思っております。

うちのほうも提案事項、幾つか出させていただいているんですが、うちとしては、入れるべきではなく、やっぱり議論として対象にして、しっかり議論をして入れる入れないを示していかなければいけないと思っておりますので、今までない、前回の例に入っていないものなども、議論をして入れるか入れないかの、条文に盛り込むかどうか、こうしたものは議論が必要ということで、1つ、中で入ってきたのは、反社会的な団体等との関わりの禁止ということで、今までの、前回の例に入っていない中で、今回、⑧番ですかね、政治倫理基準の中で、こうしたのもちょっと提案をして、これを盛り込むかどうかではなく、議論は必要かなと思っております。先ほど資産の公開ともありましたけど、いろいろなところであまり入っていない状況も、一切議論をせずにするのではなく、議会の中では議論は必要かなと思っております、こうしたものを出させていただいております。

1つ大きなものとして、他区ではあまりやっていないんですけども、ちょっと出させてもらったのは、議会の措置の中で、通知及び公表という形を今回、こうしたものはちょっと議論が必要かなと思っております、出させていただいております。今回のやつで見ます

と、いろいろなところでは、準ずるとか、しっかり議員の、何かあやふやな部分もちょっとあったりしています。こうした中で、通知とか公表に関してどのようにやっていくのかは、ぜひ、うちとしては、榎本議員の様々なあっせん収賄もありました。やっぱりそうしたものもしっかりやっていく意味では、こうしたものは重要視してやっていくべきではないかと思うんですけども、見ると、他区の状況はあまり入っていないんですけども、考えとしてはどうかなと思っているんですけども、いかがでしょうかね。

○事務局次長 いただいた議会の措置の情報、公表というところになりますが、すみません、8ページの9-2ですね、こちらのほうに、一応、議会の措置を行った場合、こちらについてはホームページで公表するといった形の定めのある条文例はつけさせていただいている状況です。

以上でございます。

○山本香代子会長 ほかに。

○石川邦夫議員 分かりました。実はちょっと、私も見るところがあれだったんですけども、墨田区などは結構、議員辞職勧告まで細かいところで詰めているのが、北区、新宿区、府中市などは、必要と認められる措置を講ずるといって、ちょっとあやふやな部分がかかり載って、他区では結構消極的なのかなと思っていたので。ただ、江東区としては、やっぱりこうしたものを、事件があった部分もあって、しっかり行っていったほうがいいのではないかなというのはちょっと思っています。すみません、ちょっと付け加えて。

○古賀じょうじ議員 すみません、先ほどの調査請求のところなんですけれども、実際に墨田とか、どれぐらい年間当たり上がってきているのかとか、公表されていないかもしれないんですけど、何か聞くことってできたりするのかというのがまず1件です。

あとは、今、石川議員がおっしゃったように、墨田は比較的厳しめに設定してあるなど思っていて、我々としても形骸化したものにならないように、区民の方からそう思われないように、ぜひ、決して墨田をまねするわけではないんですけども、そういう厳しめの姿勢でいったほうがいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○山本香代子会長 ほかによろしいですか。

○川北直人議員 先にちょっと確認だけしたいんですが、審査会の審査から議会の措置にわたる経緯で、当然、倫理条例に違反しているんじゃないかという案件が審査請求されました。で、審査会が設置されまして、その中で審査が始まります。審査会の中で一定の結論を出した上で議会の措置というふうに移るんですけども、この中で、決定の主体が特別委員会なのか、議会なのか、議長なのかというところが条文によって結構分かれているんですけども、これは基本的に、例えば墨田区のように1から7まで様々措置が細かに決められていて、墨田区の場合は1から7までの措置を審査会のほうで決定づける形で取られているのか。

もう一方で、ちょっと今ありました、少しふわんとしている北区、新宿区さんのような場合というのは、議会が措置を決めることになっているんですけども、これは審査会が決めないで、最後、審査会の審査内容を、結果を受け取った議会が何か措置を決定することになっているのか。その辺の運用がちょっとぴんどこないんですが、どういうケースがあるかというのをちょっと教えていただけますか。

○事務局次長 まさに今そこを我々のほうも、どういったプロセスなのかという詳細をちょっと確認をしている状況ではございますが、なので、今、条文上の項目出しをさせていただいているという状況ですが、墨田区ですと、やはりそういった場合で特別委員会を設置して、そこに付託して、その特別委員会の中でこの1から7の措置について検討して、それをやはり、付託なので議会のほうに戻して、議会でのいわゆる意思決定という形になっているというふうに想定をして今、確認作業をしております。

それ以外のところにつきましても、審査会で、いわゆる措置まで決定しているのか、もしくは措置について、その基準に違反しているかどうかの判断で、それを議会に戻して議会側が幹事長会、議運等々を踏まえて、そういった措置を検討しているというケースもあるかと思いますので、そこを今、ちょっと詳細を今事務局のほうでも確認をしている状況でございます。

以上でございます。

○川北直人議員 ありがとうございます。元に、元といいますか、最初からの議論に戻りますと、会派のほうでも様々議論を始めておりますが、他会派さんと同じ状況で、

まだここをこうすべきだということまでは落とし込めてない状況です。9月11日に研修会もあるということなので、そこで研修を受けた上で、会派としても考え方を深掘りしていきたいなと思っています。

ただ、一方で、会派として、おおむね方向性として、意見として統一されているのは、先ほど例も紹介されましたけれども、例えば、政治資金規正法によって寄附行為というのは明確に基準が設けられていて、法令遵守するというのもう当たり前のことですので、それを超えるような倫理条例をつくるのはいかなものかとか、請負等のことに関しても、地方自治法でしっかりと規定が設けられていて、その点も法令遵守というのは倫理条例をつくる以前の話でございますので、そこを地方自治法を超える形で基準を設けるのはどうかという意見は、あらかじめ会派の意見として今日は報告できるかなと思っています。

その他、細かいところ、先ほどの請求に関わる連署の数ですとかは、様々議論をしていきたいと思っているんですけども、今後の進め方としては、今日、事務局の皆さんにまとめていただいたこの条文の条文例について、各会派、賛成なのか反対なのか、あるいは、こういう修正が必要じゃないかという意見を、ある程度時期を切って事務局のほうで集約をしていただいて、それをベースに再度議論をしていくという流れがよろしいんじゃないかなと思っておりますが、会長いかがでしょうか。

○山本香代子会長 まさしくそうですね。今回いろいろ、前段の中から今までのことを各会派でお話しいただいたことを今ちょっとお聞きしたんですが、まだまだこれはいろいろ、各会派、意見が様々だと思います。

今回新たに資料が提示されたこと、また、9月11日に研修を予定しておりますので、今後この議論を進めていくために、各項目の必要性や内容は1つずつ整理していかなければいけないなと思っております。

今回の新しく出た資料、結構細かく事務局で作っていただいているので、これも参考にしていただいて、また新たな皆さんの御意見を伺いたいと思っておりますが、そこで、本日のところ、改めて出たこの資料、事務局が作ったこの資料を各会派に持ち帰り御検討いただいて、それで改めて記入、こちらのほうで、各会派の意見を具体的に記入いただくための記入用紙を配付させていただきますので、次回の検討会前までに、そ

それぞれの項目の必要性や内容について、一つ一つ会派の意見を整理していただき、意見の異なる項目等について、次回の検討会より具体的に一つ一つ議論を進めていきたいと思いますが、そういった進め方でいかがでしょうか。

○さんのへあや議員 それぞれの項目についての議論は今議長が御提案いただいたとおり、研修内容を踏まえて各会派でしっかりと同じフォーマットでそれぞれの意見を述べるというところでよろしいのかなと思っております。

先ほど事務局からも少し御紹介いただいたんですけれども、そもそものこの倫理条例の適用対象者というところは、区議会議員がもちろん前提に入っているんですけれども、他区ですとかほかの自治体の事例を見ると、区長、副区長、教育長というところまでしっかりと対象者が明文化されています。議員ももちろんそうなんですけれども、やはり自治体の重要な意思決定に携わる方たちで、選挙制ですとか任命制でいろいろな形で選ばれてはいるんですけれども、やはりいろいろな利益ですとか、便宜を得る機会というのはどうしても同じように、議員と同じようにそうした機会にさらされるという立場は変わらないのかなと思いますので、この前提の適用対象者というところも、もし可能であれば、意見書を各会派に求めて、意見を求める際にも、ちょっと項目として入れていただけるとありがたいなと思います。いかがでしょうか。

○事務局次長 今回、一応、区議会といたしまして倫理条例の制定が必要であるといったことで、区議会内で独自の検討会を設置しまして、条例の内容についても、江東区議会として定めるべき事項を前提として整理を今、検討いただいている状況でございます。

理事者側での条例の制定につきましては、区長はもう資産条例とかお持ちですし、そういった理事者側で必要な、その必要性等については理事者側で議論を進めるべきというところがあるかと思っておりますので、こちらの検討でそれを検討すべき内容かといいますと、それはちょっと違うのかなというふうに事務局としては考えているところでございます。

以上です。

○さんのへあや議員 ぜひ、区議会としての、今回、仮称で、江東区議会議員政治倫理条例というところでもう名前がついているので、おっしゃっていただけるように、

確かに行政側のことに今回、議会が定めていいのかというところは議論が必要かと思っております。

ただ、やはり制定、議論の、この条例の内容を一つ一つ検討していく中で、やはりこれ、職員側の政治倫理条例にも定めがない。で、こちらではそれは定めがあるというところで、ちょっとそごが生じてしまうようなところというのも今後議論の中で出てくるかなとは思いますが、そのときは、ぜひ行政側にも逆に御提案できるような内容になるとよいのかなと思います。ありがとうございます。

○川北直人議員　今の議論のちょっと関連なんですけれども、ちょっと不勉強であれなんですけど、他の自治体で、たしか行政のほうの政治倫理条例というのはつくって、議会と単独、別々でつくっているところがあると思うんです。例えば、墨田、今回、議会側が作成している倫理条例と同じように、行政側も行政マンとしての倫理条例を制定しているというところがあると思うんですが、その辺の状況はつかまれていますか。ちょっと教えていただければ。

○事務局次長　具体的に何自治体がどういうふうに定めているというところまではちょっと今、数字を持ち合わせていないんですけれども、確かに、議会も定めて区側も定めてという自治体はもちろんあります。さんのへ議員から先ほど御発言があったとおり、区議会と区長が一緒の条例を定めているという自治体も確かにございます。こちらは、どういういきさつでそういった形の流れて、条例の制定に至ったかの経緯だとかというのは我々のほうではつかんでないんですけれども、そういった形の自治体があるということは把握しているところでございます。

以上です。

○川北直人議員　意見として2つ申し上げておきますが、今さんのへさんがおっしゃったところ、結構ポイントだと思しまして、議会側の政治倫理というのは当然、重要です。一方で、やっぱり執行者というのは行政になりますから、行政側においても政治倫理、区長、市長、首長をトップとする政治倫理というのは、やっぱり確立されてないと、議会側との倫理上の制定と申しますか、倫理にのっとって仕事をしていく上ではそごが生じるという問題提起はそのとおりかなというふうに感じましたというのが1点。

それと、今回、1の目的から様々、何項目かにわたって、それぞれフォーマットを作っていて、それに対する賛否というのをそれぞれの会派から提出するということですが、当然、ここにはない条文だったり、考え方もあると思いますので、自由に問題提起できる部分をフォーマットの中には入れていただきたいと思いますので、その点、よろしくお願いします。

○大嵩崎かおり議員 私たちも意見を出す際に、行政も含めての政治倫理条例にすべきかどうかというところを議論しました。嘉麻市というところが全国一厳しいと言われている政治倫理制度を持っているところなんですけども、そこは条例の中に、市長及び議員の責務と市民の責務と、あとそれと職員の責務というのが記載されているんですね。

ただ、ちょっと今回、私たちもいろいろ議論したんですけれども、一緒にするとやっぱりかなり複雑なものになるんじゃないかということで、今回はやっぱり議会としてどうするのかというところで条例をつくって、その上で行政にも策定を求めていくという、そのほうがいいんじゃないかという、そういう結論に至ったところなんです。ここはまた議論してもいいと思うんですけれども、私たちとしては、ですので、今回は、あくまで議会としての条例というところで進めるべきじゃないかなと思っています。

それと、あと1点、ちょっと質問なんですけれども、審査会の設置について、人数をどうするのかというところが今後、議論していかなくちゃいけないところなんですけど、このポイントのところ、6ページですよ、議会に附属機関を設置する規定がなく、議会に外部の有識者を入れて構成する第三者機関を設置することは想定されていないと解釈されていると。したがって、墨田は議員のみと。必要に応じて地方自治法第100条の2により、外部有識者に調査をさせる規定を置く伊勢市の例があるというふうに書いてあるんですが、その下の参考で、新宿区は、2年任期で審査会を置くと。委員は8人。3人を議員、3人を区民、2人を識見を有する者から議長が委嘱するというのは、これは新宿区も伊勢市と同じということなんじゃないでしょうか。議員だけではなくて、区民や有識者も審査会のメンバーになっているんですけども、ここ、ちょっと説明をお願いします。

○事務局次長　そこなんです、こちら、いろいろな考え方がございまして、例えば先ほど申し上げた北区、新宿区は、議員のみならず、区民や識見を有する者からという形での審査会を設置しておりますので、いわゆる伊勢市とは異なる考え方という形になります。

そこで、様々な考え方があるんですが、自治体としては、例えば議会に附属機関を設置できる規定はなく、それを想定していないというような解釈はあるんだけど、別に設置を禁止しますという規定ではないので、そういった考え方の下、設置をしているという考え方であるとか、あるいは、議会側が附属機関として審査会を設置できないので、区側に審査会を設置させて、そこで議論をしているという状況もありますので、様々な審査会の設置の仕方が今あるといった状況でして、その中で、我々としてはこういった考え方もあるので、伊勢市は議員をもって組織をして、それで100条の2という自治法のいわゆる調査権に基づきまして、外部有識者に必要に応じて調査をさせているという例もありますよということで、参考で記載させていただいているといった状況です。

以上です。

○徳永雅博副会長　じゃ、意見として。先ほど、共産党の大嵩崎さんのほうからおっしゃった、例の行政側を含める話というのは大変重要なポイントなので、ここで、きちんと議会だけの倫理条例とするのか、行政、さっき自民党さんも、1回それを含めた考え方もあってもいいんじゃないかというのは、ちょっと表現としては曖昧なところがあつたと思うので、整理をしておいたほうがいいと思うんですけども、そこは。議長、お願いします。

○山本香代子会長　川北議員は、含めたそういうのもあるよということだけであって、それをということではなかったと思いますが。

○川北直人議員　今の段階で、まだ議論すべきところがまとまってないという認識なので、石川さんからあつたとおり、議論すべきところは全て机上に上げた上で、不要なのか、今回は江東区議会としては入れないのかというのを議論を尽くすという点では、さんのへさんの問題提起の執行側における政治倫理というのが、やっぱり一つ問題になることもあるのではないかと問題提起は我々も認識したほうがいいん

じゃないかという点では、議論に乗せる上での項目として設けることについてはやぶさかじゃないという、そういう判断です。

○徳永雅博副会長　そうすると、各条例の各項目ごとに検討していかなくちゃいけないという話になりますので、そうすると前提が、行政側も含めて考えるのと議員だけで考えるのでは、内容がちょっと、少しずつ変わってくると思うんですよ。だから、そのこの前提は、ある程度やっぱり整理をした上で、各条例の中身の議論をしたほうが僕はいいと思うんですけども、その辺はどうなんだろう。さんのへさん、どうですか。

○山本香代子会長　今これ、これから記入の用紙、また自由に書いていただくところも作るんだけど、このことも含めて、項目には入れていかなきゃいけないかなと思っているんですが、例えば、議会は議会で作って、そして、それから区側のほうに提案して、そちらもつくったらどうですかという話もある。あとまた、少し複雑になるという御意見があった議会と行政一緒にとというのが、そこも、さっき大嵩崎議員のほうから御紹介があったけども、そうすると多分、議会と行政って、権限とか権能が違って、そこをすり合わせるのって結構大変なのかなという気はちょっと私、個人的には思っているんですが、どちらにしても、我々がしっかりしたものをつくって、なおかつ行政側にも求めていくというのが1つ。

また両方、もし可能であればそういうこともあるだろう、できるかなというところも、今の段階で、副議長、そこまで決めないで、もう少しそこはフリーでいいと思っているので、そのことの考え方も含めて、各会派で持ち帰って検討していただくという方向で、私はこの段階はよろしいかなと。まだこれで次のときにびたっと決まるわけじゃなくて、次、この記入用紙に記入していただいてから、それからまた多分、異なる意見がたくさんあると思うので、一つ一つ議論を尽くして形にしていくというふうに、ここはしっかり時間をかけていきたいなと思うので、その辺の副議長が言っている今の段階でそういう決め方をしておいたほうがいいんじゃないかということよりも、それも含めて、いろいろ各会派で自由な意見をまずは記入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○さんのへあや議員　議長が御提案いただいた流れで私も賛成させていただきます。副議長の疑問に思われた、条文の構成内容がどんどん変わってきてしまうんじゃない

かという点なんですけれども、やはり条文の中で対象者を区長ですとか教育長も含めているというところの条文を見てみると、この役割というところに付け加える形で区長の役割とかというところも入ってくることに加えて、あとは、大きく変わる点というのが実はそんなにかないと、私も少しの例しかまだ見てないんですけれども、そこまで条文の内容自体を、行政側のことも配慮してということはあまり見受けられないような形なので、おっしゃるところも分かるんですけれども、大きく役割のところもしっかり明文化されますので、その中で、それ以降は、じゃあ、この部分に関しては議員が当てはまるどころでということもしっかり分けているところがあるので、そこはあまり心配なさらなくても大丈夫なのかなというように思っています。

○徳永雅博副会長　議長がそういうふうに整理されたので、じゃあ、私もそれで結構だと思いますが、大変大きな議論になりますので、どこかできちっと絞っていかないと前に進まないものですから、そんな提案をさせていただきました。それはそれで議長の意見がそうであれば、それで結構です。

○山本香代子会長　ほかに。

○石川邦夫議員　じゃ、ちょっと確認をさせていただきます。流れとしては、会派に持ち帰って、いろいろなものをなるべく集約をして、提出をして、次回のときにそれを議論していくというのはオーケーなんですけども、例えば、今、項目で出ているのは14項目。これを全て、例えば次回に、会派で全て持ち帰って意見を集約して出すのは、本当に期間的には、ちょっとかなり難しい部分もあり、特に9月11日に研修会があって、そこである程度の考えがまとまってくることを考えていくと、特に政治倫理基準とかが中身も大きいものですから、本当は、ある程度限った形で、少し何回かに分けて出していただくと深まってくる部分もあったりとかになるのかなと思うので、1回で全ての項目に対して各会派で意見を集約するのは、ちょっとうちの会派も、かなり大変な状況になってくることだけは少し配慮とかはしていただけると助かるかなと思っています。

○山本香代子会長　ほかに御意見ございますか。

まず、今これから、記入用紙ね。まず、記入用紙の中の今日議論しなきゃいけないやつが、例えば各会派が、これはみんなもう一緒だねというんだったら、そこはもう

それでいいかなと。これは要らないねというのがもし全部あったら、これはまた、そこら辺をちょっと、段階でその部分、今回ここまで、今回ここまでって分けてやるという、時間的に私は、時間はかかるという前提で、今回お出しする記入の中でいろいろ議論を尽くして、ここまでは具体でこういう形で会派で出せるんだけど、逆にこの部分はまだもう少し時間が欲しいって、それはそれでいいと思うんです。

逆にそこら辺、もっと、始めの一步だと思っていただいて、この記入用紙、全部がちがちにその会派で決めてという結構時間がかかると思うので、そこら辺のところ、1回目でどんな感じで皆さん、書いてもらえるかというのを事務局のほうもまず見せていただかなきゃいけないので、そういったちょっとふわっとした形ではいかがでしょうか。なかなか決めても、各会派だって、各会派の中で話が1つにまとまるということもそんな簡単ではないと思うので、ちょっとそういう形で。

だから、しっかり、研修会もあるし、それからまたちょっと考え方や、また会派のほうで方向性が、こうしようかなというさらなる意見もあるかもしれないので、そういう形で今回のところは、記入のところをがちがちに、これでというよりも、そこら辺は少し含みがあるという前提で御記入いただければと思いますが、いかがでしょうか。いいですか、それで。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 じゃあ、そのようにさせていただきます。

◎協議事項3 その他

○山本香代子会長 それでは、最後に、協議事項3「その他」を議題といたします。

このほか、皆様から何かございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、事務局から何かありますか。

○事務局次長 次回の検討会の日程なんですけど、一応、予定といたしまして、9月26日火曜日、10時と予定させていただきたいと思います。

先ほど石川幹事長から様々な御発言、会派の中での御発言がありまして、また、議長のほうもそういった御発言がございましたので、そういった進捗状況も含めて議長

のほうにまた御相談させていただきながら開催日のほうを確定させていただきたいと
思います。

また、各会派にて意見を取りまとめていただく意見確認表のフォーマットにつきま
しては、後ほどメールにて各委員のほうに配付させていただきたいと思いますので、
こちらのほう、検討会の前までに御回答いただければと思います。今、想定といたし
ましては、9月19日火曜日までに御意見をいただければと考えてございます。いただい
た御意見等を踏まえ、また会長と相談の上、事務局にて資料を整理したいと思います。

それでは、事務局から以上でございます。

○山本香代子会長　　まず、11日に研修会をして、19日、そこそこ短いので、それなり
のを1回出してください。それなりで構いませんので。じゃ、そのようにさせてくだ
さい。

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉会の宣告

○山本香代子会長　　それでは、本日の検討会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後1時57分　閉会